

# 令和5年度 第1回砺波市放課後子ども総合プラン運営委員会

日時:令和5年11月21日(火)

午後1時15分から

会場:砺波市役所 東別館会議室

## 会議次第

1 開会挨拶

2 委員紹介

3 会長、副会長選出

4 協議事項

令和5年度の砺波市における放課後対策事業について

- |                                 |      |
|---------------------------------|------|
| (1)放課後等対策事業の基本事項                | 1ページ |
| (2)放課後子ども教室推進事業・土曜日の豊かな教育活動推進事業 | 3ページ |
| (3)放課後児童健全育成(放課後児童クラブ)事業        | 5ページ |

5 現地視察(出町小学校せつぶん教室、たかの子のびのび教室)

# 令和5年度砺波市放課後子ども総合プラン運営委員会 委員名簿

【任期：令和6年3月31日まで】

No.	委員氏名	所属 / 役職	種別	備考	昨年度から
1	ヒカケ エミ 樋掛 恵美	砺波市公民館連絡協議会 / 理事	社会教育	鷹栖公民館長	継続
2	タケダ アラタ 竹田 新	砺波市小中学校長会 砺波東部小学校校長	学校・教育		新任
3	タカシマ コウジ 高島 幸司	砺波市PTA連絡協議会 / 会長	PTA		新任
4	ヤマモト リョウイチ 山本 良一	砺波市スポーツ少年団本部 / 副本部長	社会教育		継続
5	ワタナベ チアキ 渡邊 千明	砺波市民生委員児童委員協議会	福祉	主任児童委員	継続
6	ノ ムラ トヨカズ 埜村 豊壽	砺波東部小学校区 放課後児童クラブ運営委員会 事務局長	地域	放課後児童クラブ代表	継続
7	ミヤカワ ハルミ 宮川 晴美	五鹿屋放課後子ども教室	地域	放課後子ども教室代表	新任
8	サイトウ セツコ 齋藤 節子	庄川土曜教室	地域	土曜教室代表	継続

## (事務局)

氏名	所属	備考
ミツイ コウジ 三井 康司	生涯学習・スポーツ課長	事業（子ども教室・土曜学習）所管課長 事務局総括
オイ マサヒロ 老 雅裕	こども課長	事業（放課後児童クラブ）所管課長
オヤマ カオル 尾山 薫	こども課 児童家庭係長	事業事務担当
ノハラ ダイスケ 野原 大輔	生涯学習・スポーツ課 生涯学習係長	事業事務担当
ナガハラ ユウ 長原 佑	生涯学習・スポーツ課 生涯学習係主事	事業事務担当

# 令和5年度の砺波市における放課後対策事業について

## (1) 放課後等対策事業の基本事項

管 轄	こども家庭庁	文部科学省	
事業名	放課後児童健全育成事業	地域学校協働活動推進事業	
枠組み (国・県)	放課後子ども総合プラン		土曜日の豊かな教育活動推進事業
事業 メニュー (砺波市)	砺波市放課後子ども総合プラン運営委員会		
	放課後児童クラブ 教育委員会こども課	放課後子ども教室 教育委員会生涯学習・スポーツ課	土曜学習 教育委員会生涯学習・スポーツ課
目 的	～仕事と子育ての両立支援～	～地域における家庭・学校教育支援～	～地域における家庭・学校教育支援 及び豊かな教育環境づくりの推進～
	●放課後に適切な遊びの場や生活の場を設けて、 子供の健全な育成を図る。	●安心・安全な子供の活動拠点(居場所)を設 け、地域住民の参画により、勉強・スポーツ、 文化活動及び地域の交流活動を行う。	●地域や企業の人材を活用し、土曜日ならではの 多様なプログラムを体系的・継続的に実施し、 土曜日の教育支援体制の構築を図る。
事業方式	●市の委託事業として地域の運営実施母体に委託 ●土曜学習については、H28から市の直営事業としても実施(出町児童センター)		
事業の運営 実施母体	●地域推進組織で承認し、地域で組織する。 ●市の開設承認	●地域推進組織で承認し、地域で組織する。	
対象児童	●共働き家庭などの留守家庭の小学生	●地域の子ども全般(幼児から高校生まで、主は小学生)	
対象児童の 利用形態	●預かり型 ●入会登録制	●来館型 ●名簿制 *地域の実情に応じ、名簿などで参加児童を把握	
実施場所	●専用室で実施 (条例で位置付け、開設承認)	●小学校利用可能スペース、コミュニティーセンター等、公共的施設を利用 *ただし、地域の社会的資源を地域で借上利用可	
運営日数等	●月～金曜日(長期休業中も実施) (年間250日以上開設)	●開設日・日数・時間は地域で決定 (200日未満の日数で設定、平日、土・日曜日)	●開設日・日数・時間は地域で決定 (10日程度の日数で設定、土曜日(6割以上は 土曜日実施)を中心)
スタッフ	●放課後児童支援員 (省令基準に基づく資格要件あり) ●補助員 ○クラブへの事業委託料 内規により算定(児童数で委託額を定めている)	●地域の有償・無償ボランティア ○コーディネーター謝金 1,480円以内/時間 ○スタッフ謝金 教育活動推進員 1,480円以内/時間 教育活動サポーター 930円以内/時間 地域ボランティア 無償 ※謝金額は国、県の補助上限額に準拠	●地域の有償・無償ボランティア ○コーディネーター謝金 1,480円以内/時間 ○スタッフ謝金 土曜教育推進員 2,200円以内/時間 土曜教育活動サポーター 930円以内/時間 地域ボランティア 無償 ※謝金額は国、県の補助上限額に準拠
保護者 負担金	●あり 4,000円～5,000円/月 (8月長期休業月 10,000円)	●原則なし (活動保険料や材料費等の実費負担はあり)	
根拠法令	●児童福祉法第6条の3 ●砺波市放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例 ●砺波市放課後児童健全育成事業実施要綱	●社会教育法第5条13項 ●富山県放課後子ども教室推進事業費補助金 交付要綱 ●富山県放課後子ども教室推進事業費補助金 実施要綱 ●砺波市放課後子ども教室推進事業委託要領	●社会教育法第5条13項 ●富山県土曜日の豊かな教育活動推進事業費 補助金交付要綱 ●富山県土曜日の豊かな教育活動推進事業費 補助金実施要綱 ●砺波市土曜学習推進事業委託要領

## 放課後児童クラブ、放課後子ども教室及び土曜学習の実施状況

放課後子ども総合プラン								
対象 小学校区	児童数	放課後児童クラブ			形態	放課後子ども教室		
		名称(愛称)	登録 者数	運営		名称	登録 者数	運営
出町	439	出町小学校区放課後児童教室 (出町っ子クラブ)	64	運営 委員会	一体型	出町小学校せつぶん教室	268	小学校
庄南	188	庄南校区放課後児童クラブ	55	運営 委員会	連携型 連携型			
砺波東部	567	砺波東部小校区放課後児童クラブ (れんげクラブ)	125	運営 委員会				
砺波南部	210	砺波南部小学校下放課後児童教室 (なんぶの家)	45	運営 委員会	連携型 連携型	五鹿屋放課後子ども教室 東野尻放課後子ども教室	122 20	公民館 公民館
砺波北部	440	砺波北部校下放課後児童教室 (ひよどりハウス)	118	運営 委員会				
庄東	188	庄東小学校区放課後児童教室 (あすなろの家)	41	運営 委員会				
鷹栖	145	鷹栖小学校区放課後児童クラブ (たかの子ホーム)	72	運営 委員会	一体型	たかの子のびのび教室	43	小学校
庄川	211	庄川小学校区放課後児童クラブ (庄川っ子クラブ)	30	運営 委員会	一体型 連携型	庄川子どもわくわく教室 雄神子ども塾	26 14	※運営 委員会
全体合計	2,388		550				493	

対象 小学校区	児童数	土曜学習		
		名称	登録 者数	運営
出町	439			
庄南	188			
砺波東部	567			
砺波南部	210			
砺波北部	440			
庄東	188	学び場&遊び場inせんだんのHILL	7	任意団体
鷹栖	145			
庄川	211	庄川土曜教室	20	※運営 委員会
全小学校		わくわく教室	15	直営
全体合計	2,388		42	

※庄川地区の放課後子ども教室と土曜教室について、運営委員会と名のつく組織はないが、地域で組織された協議会で運営をしている。

## (2)放課後子ども教室推進事業・土曜日の豊かな教育活動推進事業

### 1 事業の趣旨

#### <放課後子ども教室推進事業>

放課後や週末等において、学校の余裕教室、公民館等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域住民等の参画により学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。

#### <土曜日の豊かな教育活動推進事業>

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、体系的・継続的なプログラムを実施し、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現する。

### 2 事業内容

- ①対象 参加を希望する全ての子ども
- ②開設時期 平日の放課後、土・日・祝日、夏季冬季休業中
- ③事業運営 市から各教室に運営を委託して実施(わくわく教室のみ市直営)

### 3 令和5年度 放課後子ども教室・土曜教室一覧

	教室名	活動場所	活動内容	教室 スタッフ数	対象学年	回数
					登録者数	
放課後 子ども 教室	五鹿屋放課後 子ども教室	公民館	子供たちの交流や地域との 連携を深める活動	38人	未就学児～小学生 122人	20回
	東野尻放課後 子ども教室	公民館	工作教室、太鼓教室、 体験交流活動	39人	園児～中学生 20人	22回
	庄川子ども わくわく教室	放課後児童 クラブ教室	放課後学習、昔の遊び、 読み聞かせ、軽運動	17人	小学1～3年生 26人	38回
	出町小学校 せつぶん教室	小学校教室	放課後の自主学習支援、 学習指導	5人	小学1～4年生 268人	149回
	たかの子 のびのび教室	小学校教室	放課後の自主学習支援	5人	小学1～2年生 43人	63回
	雄神子ども塾	公民館	放課後の自主学習支援、 スポーツ活動	14人	小学4～6年生 14人	84回
土曜 教室	庄川土曜教室	生涯学習センター 放課後児童クラブ教室	茶道教室、囲碁将棋教室	9人	小学1～6年生 20人	21回
	わくわく教室	児童センター	茶道教室、将棋教室	3人	小学1～6年生 15人	54回
	学び場&遊び場 in せんだんの HILL	せんだんのHILL	学習支援、体験活動	4人	小学生～中学生 7人	50回

#### 4 教室スタッフについて

- ・地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)  
…学校や行政、教室関係者との総合的な調整を担う者。各教室に1名配置。
- ・教育活動推進員(協働活動支援員)  
…活動プログラムを中心的に実施する者。
- ・教育活動サポーター(協働活動サポーター)  
…活動プログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する者。
- ・学習支援員  
…特別な知識や経験を活用し、推進員では行えない学習支援を実施する者。

#### 5 令和5年度事業の重点目標

- ①学校時間以外での子どもたちの習慣的な自主学習力の定着  
(数値目標):全教室合わせ年間 400 回以上の学習支援の実施
- ②子どもたちと地域間、世代間交流の促進  
(数値目標):週 2 回以上の体験活動や交流活動の実施

#### 6 研修会等

令和 5 年度放課後子ども総合プラン指導者等研修会

日 時:令和 5 年 10 月 19 日(木)10:00~11:40 クロスバイ新湊(射水市)

講 師:富山国際大学子ども育成学部教授 村上 満 氏

テーマ:「総合的に、包括的に、重層的に放課後のこどもたちを支えるとは？」

子どもたちの放課後支援に携わる指導者等を対象に、活動の安全管理や理解に関する意見交換を行った。

砺波市からは 10 名が参加(放課後子ども教室 2 名、放課後児童クラブ 8 名)。

### (3)放課後児童健全育成(放課後児童クラブ)事業

#### 1 事業の趣旨

保護者が労働等により昼間家にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館、公的施設、学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る。

#### 2 事業内容

- ①対象児童 保護者が労働等により昼間家にいない小学生
- ②開設日数 平日の放課後に加え、長期休暇、土・日曜日(一部)
- ③事業運営 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を配置することが必要。  
ただし、そのうち1人は補助員に代えることができる。
- ④活動内容 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定  
遊びの活動への意欲と態度の形成  
遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上  
児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡

#### 3 砺波市の放課後児童クラブ設置状況

放課後児童クラブ	設 立 年月日	令和 5 年度		令和 4 年度		令和 3 年度		令和 2 年度	
		児童数	支援員数	児童数	支援員数	児童数	支援員数	児童数	支援員数
砺波東部	H9.6.1	125	7	130	10	124	10	129	10
砺波北部	H11.4.1	118	6	120	6	112	6	119	7
鷹栖	H12.4.1	72	6	66	5	63	5	63	6
庄川	H12.4.1	30	4	40	4	34	4	46	5
庄南	H15.4.1	55	6	51	5	49	5	52	5
砺波南部	H17.10.1	45	7	47	6	44	6	51	5
出町	H19.4.1	64	6	65	6	50	6	47	6
庄東	H20.4.1	41	4	45	4	41	4	36	4
合 計		550	46	564	46	517	46	550	48

#### 4 砺波市の放課後児童クラブの状況(R5.5月現在)

- ①運営主体 運営委員会(8か所)
- ②設置場所 学校の敷地内施設(7か所)  
学校の敷地外の専用施設(1か所)
- ③開設時間 放課後から午後6時まで  
長期休暇:午前8時から午後6時まで
- ④児童数 550人  
(うち小学校1~3年生 470人 4年生以上 80人)  
市内の1~3年生総数(1,075人)に占める割合 43.7%(前年 42.3%)

#### 5 放課後児童支援員について

放課後児童支援員は、家庭に代わる生活の場として放課後児童に対し適切な遊びや生活の場を与え健全な育成を図るため、国の運営方針に沿った業務を行う。

※支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員をおく。支援の単位はおおむね40人以下とする。

#### 6 放課後児童クラブにおける児童の過ごし方(例)

**平日** 学校より下校→宿題・遊び→おやつ→行事・遊び→片付け・掃除→帰宅

**休日** **午前中** 学習→行事・遊び→**昼食**(弁当持参)→遊び・昼寝→おやつ→行事・遊び→  
片付け・掃除→帰宅

#### 7 令和5年度の事業内容について

##### ①支援員研修会・意見交換会

- ・例年、支援員意見交換会は6月、支援員研修会は9月に行っていますが、本年はまだ実施していません。今後、各運営委員会と日程調整し開催する予定です。
- ・県が主催する放課後児童支援員認定資格研修会は、高岡市において、7月14日(金)から11月10日(金)まで5回にわたり行われ、砺波市からは5名が参加しました。

##### ②運営委員意見交換会

- ・本年は11月9日(木)に開催し、運営状況などについて意見交換をしました。



## 砺波市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「放課後子ども総合プラン」及び「土曜日の豊かな教育活動推進事業」の効果的な運営方法について検討するとともに、市内全域における総合的な放課後対策の推進を図ることを目的として設置する砺波市放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、以下の事項について協議を行うこととする。

- (1)放課後子ども総合プラン及び土曜日の豊かな教育活動推進事業を推進するための広報活動に関すること。
- (2)事業計画、安全管理方策、活動プログラムの企画等の調整及び検討に関すること。
- (3)ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策の調整及び検討に関すること。
- (4)事業実施後の検証、評価等の実施に関すること。
- (5)事業計画の策定及び見直しに関すること。
- (6)その他事業推進のために必要な調整及び検討に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学校教育関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者及び地域住民の代表者で構成し、砺波市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、定例会として、年3回程度開催する。ただし、会長は、臨時に会議を招集することができる。

### (関係者の出席)

第7条 会長は、必要に応じて委員以外の者を、会議に出席させることができる。

### (事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、教育委員会内に事務局を置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、会長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 7

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。